

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年2月まで

私は、国民年金制度が始まった当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は、私名義の預金口座から口座振替により、妻の保険料と一緒に納付しており、夫婦それぞれが60歳になるまで納付していたはずである。一緒に保険料を納付していた妻は、申立期間を含め60歳まで納付済みとされているのに、私だけ、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、自己名義の預金口座から口座振替により、妻の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その妻の当該期間の保険料は、納付済みとされている。

また、申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から申立期間に至るまでの国民年金保険料を完納している上、住所変更手続についても適切に行っていることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間は、申立人の国民年金の加入可能年数である31年を超えた期間であるものの、申立人の妻は、その妻自身の加入可能年数である36年を超え、60歳到達時までの国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立人も、加入可能年数を超え、申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までの期間並びに60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から54年2月まで
② 昭和57年12月から58年3月まで
③ 昭和60年2月及び同年3月

私は、昭和49年5月頃、実家の祖父の勧めによりA区役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、A区に居住している時は、金融機関、郵便局等で、また、昭和50年7月にB市に転居してからは、B市役所又は複数の金融機関で納付書により納付していた。

申立期間①の国民年金保険料が未加入による未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の特殊台帳によると、当該期間のものと推認される過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立人は、当該期間より前の昭和57年2月及び同年3月並びに後の58年12月から59年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付により納付していることから、申立人が、4か月と短期間である申立期間②の保険料を過年度納付により納付したと考えても不自然ではない。

また、申立期間③について、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、途中の2か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間②及び③を除く国民年金の任意加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 49 年 5 月頃、A 区役所で国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人の特殊台帳、B 市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人が国民年金の任意加入被保険者となった日は、54 年 3 月 23 日であることが確認でき、オンライン記録においても、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間並びに 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和38年3月18日にA社に入社し、同社B工場ができるまでは同社本社で研修を受け、同社B工場が完成した同年10月1日に複数の同僚とともに異動した。

厚生年金保険の記録では、A社において昭和38年9月30日に資格喪失、同社B工場において同年10月1日に資格取得となっており、被保険者記録が1か月間欠落しているが、異動しただけであるので欠落が生じるはずがない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年10月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和38年9月30日に

厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様に、昭和38年9月30日に同社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年10月1日に同社B工場において同資格を取得している者が数十名いることが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難い上、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで
年金事務所に照会したところ、A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を受けたが、私は、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。当時の家計簿を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の証言、申立人が所持する退職所得の源泉徴収票特別徴収票及び申立期間当時の家計簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社は、「申立期間当時、従業員はA社本社で一括して加入させていたが、同社C支店在籍者については、同社C支店が厚生年金保険の新規適用事業所となったことに伴い、同社本社での被保険者資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録により、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和34年9月1日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

33 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務の過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 8 月から 34 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年6月19日まで
A社に入社後、給料が半分になるほど大幅に下がったことは無い。当時の給与支給明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年6月20日）より後の同年6月25日付けで、遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、事業主を含む10名についても同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる上、このほかの8名についても平成13年6月28日付けで、資格取得時決定に係る標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の同僚の一人は、「A社は、給料の遅配は無かったものの、経営不振で資金繰りに苦労していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月18日は10万2,000円、17年12月16日は12万2,000円、18年7月15日は11万円、19年12月20日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年7月15日
④ 平成19年12月20日

ねんきん定期便を確認したところ、A社で支払を受けた4回の賞与記録が無かった。賞与からの厚生年金保険料の控除が確認できる賞与明細票を所持している。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から④までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これ

らの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社に保管されている賞与支払い表及び申立人が所持している賞与明細票において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成15年12月18日は10万2,000円、17年12月16日は12万2,000円、18年7月15日は11万円、19年12月20日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届の提出を社会保険事務所（当時）に対し行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から④までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月まで

私の年金加入記録のうち、昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月までの期間は、国民年金保険料が未納となっている。申立期間当時、私は、専門学校の学生で、実家を離れて暮らしていたため、納付書等を確認したことは無いが、実家の両親が、私の国民年金の加入手続を行って、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成 4 年 4 月頃と推認でき、その時点で申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の両親は、既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 10 月頃に、市役所で申立期間の国民年金保険料を現金で納付し、その際受け取った領収書を年金手帳に貼り付けたのを憶えている。同年 6 月か同年 7 月頃に A 賞を受賞して、受け取った賞金で、申立期間の保険料を納付したのだと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月頃に、市役所で申立期間の国民年金保険料を現金で納付し、その際受け取った領収書を年金手帳に貼り付けたのを憶えているとしており、当該領収書が貼付された年金手帳を当委員会に提出しているが、当該領収書は、「納付通知書兼納入済通知書」及び「領収証書」の 2 枚つづりのまま保管されていることに加え、領収印が押されていないことから、保険料の納付に使用されたとは考えにくく、当該領収書をもって申立人が当該期間の保険料を納付したものと認めることはできない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人が所持する領収書が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示すものである場合、発行されることのない当該期間に係る過年度納付書が別途発行されていることが確認できることから、当該期間の保険料が納付されたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6912

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から47年9月まで

私は、昭和41年3月に転居した後に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、集金人に毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月に転居した後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、集金人に毎月納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及びオンライン記録から、47年10月頃と推認できる。

また、特殊台帳の昭和47年10月の欄には、国民年金保険料の納付の開始を意味する記載がなされており、同一区内に居住し続けている申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額、納付時期等についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 9 月まで

私の母親は、私が大学を卒業した後、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が、自身及び私の分を、また、私の妻が会社を退職した昭和 53 年 5 月からは、妻の分も一緒に定期的に金融機関で納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料の納付等を示す資料として、昭和 52 年分及び 53 年分の確定申告書（控）並びに昭和 53 年度の国民健康保険料領収書（4 期分）を所持しており、昭和 52 年分の確定申告書（控）には、私及び母親の国民年金保険料額が、また、53 年分の確定申告書（控）には、私及び妻の保険料額が記載されているところである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料についても、母親が、定期的に金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親からは証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 53 年 10 月と推認でき、その時点において、申立期間のうち、50 年 4 月から 51 年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するためには、別の

手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人から、申立期間の国民年金保険料の納付等を示す資料として、昭和 52 年分及び 53 年分の確定申告書（控）が当委員会に提出されたが、i) 52 年分の確定申告書（控）（二面）の社会保険料控除欄には国民年金保険料額が記載され、その金額は、同年 1 月から同年 12 月までの二人分の保険料額と一致しているが、申立人は前述のとおり、53 年 10 月に国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、52 年中に当該期間の保険料を納付することはできないこと、ii) 53 年分の確定申告書（控）（二面）の社会保険料控除欄は空欄で、社会保険の種類及び支払保険料が記載されておらず、当該確定申告書（控）では申告した社会保険料の種類や誰の分の保険料であるか等が不明であること、iii) 52 年分及び 53 年分の確定申告書（控）には、ともに税務署の収受印が押されていないことから、当該確定申告書（控）の記載内容に信憑性^{びよう}があるとは言い難く、本資料をもって当該期間の保険料を納付していたものと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年12月まで

私は、昭和52年頃に、国民年金の加入手続を市役所の出張所で行った。その際に発行されたと思われる年金手帳についての記憶は無く、現在はオレンジ色の年金手帳を1冊所持している。申立期間の国民年金保険料については、同出張所で納付していたが、納付書、保険料の月額及び納付頻度についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年頃に、国民年金の加入手続を市役所の出張所で行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、56年1月19日に国民年金に任意加入していることがオンライン記録、市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳により確認できることから、国民年金の加入手続の時期が、申立人の主張する時期と一致しない。

また、オンライン記録等において、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者資格を有していた形跡が見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が明確ではないことから、申立期間当時の国民年金の加

入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から52年8月までの期間及び61年2月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から52年8月まで
② 昭和61年2月から62年3月まで

私は、昭和50年2月に会社を退職したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で毎月納付していた。

申立期間①の国民年金保険料が未加入による未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年2月に会社を退職したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続、年金手帳の交付及び保険料の納付金額についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できること、ii) 申立人は、同年9月に国民年金の被保険者資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できること、iii) 申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②について、昭和63年2月に、当該期間のものと推認される過年度納付書が発行されていることがオンライン記録により確認できる

ものの、申立人は、当該期間の国民年金保険料を遡って納付したとの主張はしておらず、保険料の納付金額及び納付場所についての具体的な記憶も無いことから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

私は、平成9年4月に会社へ入社する際、年金手帳を所持していないことに気づき、私の母親に区役所の支所で私の国民年金の加入手続を行ってもらった。申立期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額についての記憶は無いが、母親が、同支所の窓口でまとめて納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が、市役所の支所の窓口でまとめて納付したと思うと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8037 (事案 2473 の再々申立て、事案 6806 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月頃から同年 10 月 5 日まで
② 昭和 49 年 4 月頃から 51 年 9 月頃まで

私は、申立期間①はA社内にあった班で、申立期間②はB社で勤務していた。

しかし、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に係る申立てについては、申立人は、当該期間のほとんどの期間を含む昭和 49 年 7 月 10 日から 52 年 8 月 6 日までの期間において、C社における厚生年金保険被保険者であったと認めてほしいと申し立てていたところ、同社の事業主は、「申立人は自らD組として下請の形態で仕事をしていた。下請業者は厚生年金保険には加入しておらず、保険料などは控除していなかった。」と回答し、同僚も、「当時、工事現場には社員だけでなく、下請の組の人も働いていた。」と述べていること、申立人は、当該期間において国民健康保険に加入している上、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間②と一部重複する昭和 51 年から 53 年 4 月頃までの期間において、B社における厚生年金保険被保険者であったと認めてほしいと申し立てていたところ、当該期間における勤務実態が確認できない上、1名の同僚は、「申立人は、外注工だったと思う。厚生

年金保険の加入については、雇用形態によって異なる取扱いをしており、加入を希望する従業員のみを加入させていた。」と述べており、別の同僚が記憶する同社の従業員の中には、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い者も見受けられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間②において、B社で勤務していたと主張している。

しかし、B社の元事業主に再度文書照会したものの、回答が得られないことから、申立人の当該期間における請負か否かを含めた勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、今回の申立期間②のうち、前回申し立てた期間を除く期間においても、国民健康保険に加入し続け、国民年金保険料も納付していたことが確認できる。

これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人は、A社内にあった班で勤務していたと主張している。

しかし、申立人は、「A社の班の責任者の下で働いており、給料は班の責任者の自宅に行き、この責任者から直接受け取った。」と述べているところ、申立人と同じ班に所属していた同僚の一人は、「給料は厚生年金保険に加入するまでは、班の責任者から受け取っていたが、厚生年金保険に加入後は会社から受け取っていたと思う。」と供述している。

また、申立人が記憶する4名の同僚のうち、3名は既に死亡又は病気のため当時の状況を聴取することができず、1名の同僚は申立人を知らないと述べている。

さらに、申立人が所属していた班の責任者は既に死亡している上、A社の現在の事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務形態及び保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における請負か否かを含めた勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 34 年 2 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、35 年 4 月末まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 2 月 1 日に A 社に入社し、35 年 4 月末まで勤務していたと主張している。

しかし、A 社の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、B 社は、「申立期間当時の在籍者名簿などの資料が一切残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、住所の判明した元社員 9 名に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したものの、いずれの元社員からも申立人に係る証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前の記載は無く、健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。